

重点分野雇用創出事業として、介護サービス事業所において、新たな人材を雇用し介護サービスを充実させ、雇用の推進を図るとともに介護人材の育成を図るよう財政的支援を行っている。現在、国において、平成24年度の介護保険制度の見直しを進めている中で、介護職員の処遇改善に関する検討も行っているため、その動向を注視したい。

## 5. 障害者控除認定制度について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

控除は身体等の障害程度により大野市で定めた基準に基づき認定しているもので、すべての要介護認定者を対象とすることはできない。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

障害者控除対象者には、本人の申請がなくても認定書を個別送付している。

## 6. 生活保護について

(1)憲法 25 条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

法に基づき、申請を受け付け、対象となる者については措置決定を行っている。

(2)稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

法に基づき、申請を受け付けている。

(3)専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

正規職員2名を配置し、研修にも積極的に参加させている。

## 7. 障害がある人の施策の充実について

(1)障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を市町独自に軽減してください。

障害者自立支援法に基づき実施。

(2)市町が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料負担をなくしてください。